

令和5年度富山支部保険料率について

令和5年度都道府県単位保険料率算定のポイント

(1) これまでの議論の経緯

令和5年度の保険料率については、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと、②不透明さが増す経済状況の中、コロナ禍前のような保険料収入の増加が続くことが期待できないこと、③医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれていること等を踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

また、運営委員会において、事務局からは、5年収支見通しを提示し、理事長からは、「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の『中長期で考える』ことに関する現状認識である」との考え方を示した。

運営委員会では「本来であれば保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、将来の財政状況を考慮すると、平均保険料率10%維持はやむを得ない」、「制度を安定的に運営していくため、できる限り長い期間平均保険料率10%を維持していただきたい」など、10%維持に賛同する意見が大勢を占めていた。

支部評議会においては、意見の提出があった支部は47支部あり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が39支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見があった（両論併記）」が7支部であった。

(2) 協会としての対応

① 平均保険料率について

令和5年度の平均保険料率については、10%を維持する。

② 保険料率の変更時期について

令和5年4月納付分からとする。

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率： 10.00% R5年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	○R5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率： 9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和5年度富山支部保険料率

		全国	令和5年度 富山支部
医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)		5.36%	4.94%
調整 (b)	年齢調整	-	▲0.09%
	所得調整	-	0.11%
① 医療給付費についての調整後の保険料率 (a + b)		5.36%	4.97%
② 共通料率等 [※]		4.64%	
所要保険料率 (①+②)		10.00%	9.61%
③ 調整	精算分	-	▲0.05%
	インセンティブ分	-	0.01%
令和5年度保険料率 (①+②+③)		10.00%	9.57%

<参考>

令和4年度 富山支部
4.88%
▲0.09%
0.13%
4.92%
4.71%
9.64%
0.023%
▲0.051%
9.61%

※ 共通料率等 (A + B - C) 4.64%

A. 第2号都道府県単位保険料率	4.10%
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.56%
C. 収入等の率	0.02%

- ・第2号都道府県単位保険料率（共通料率等のA）及び収入等の率（共通料率等のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・第3号都道府県単位保険料率（共通料率等のB）及び収入等の率（共通料率等のC）には、令和3年度の都道府県支部ごとの収支差の精算分は含まれていない。

注1) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある（精算分やインセンティブ制度に係るものは0.001%単位で四捨五入、その他は0.01%単位で四捨五入）
 注2) 震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和5年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

令和5年度富山支部保険料率の算定方法

令和5年度
富山支部保険料率 = 第1号保険料率
+ 共通料率等
+ 精算・インセンティブ分

